

RSウイルスワクチン接種についての説明書

RSウイルスワクチンの予防接種は、法律に基づいて受ける定期接種です。

この説明書をよく読んで理解し、十分に医師から説明を受けたうえで予防接種を受けてください。

【接種対象者】接種時点で大阪市民であり、妊娠28週から37週に至るまでの方

(妊娠28週0日から36週6日までの方)

- ・過去の妊娠時にRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を接種したことのある方も対象です。
- ・接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。

【接種回数及び量】1回0.5mLを筋肉内に注射します。(妊娠ごと)

1 RSウイルス感染症について

RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症で、乳幼児から大人まで誰もが感染します。2歳までにほぼすべての乳幼児が一度は感染し、その後も一生の間に何度も感染します。

感染すると、2～8日の潜伏期間ののち、発熱、鼻水、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴(ゼーゼーと呼吸しにくくなること)や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出るなど重症化することがあります。2010年代には、生後24か月未満の乳幼児における年間のRSウイルス感染症発生数は12万人～18万人であり、3万人～5万人が入院を要したとされています。また、入院例の7%が何らかの人工換気(人工呼吸器等の補助的療法)を必要としたとする報告もあります。

2 ワクチンについて

RSウイルスによる下気道疾患(細気管支炎・肺炎等)を予防する組換え(不活化)ワクチンです。妊婦が接種すると、RSウイルスに対する抗体が体内で作られ、この抗体が胎盤を通じて胎児へ移行することで免疫(母子免疫)がつきます。

予防効果(医療機関受診を必要とした感染症)	生後3か月時点	生後6か月時点
下気道感染症の予防	6割程度	5割程度
重症下気道感染症の予防	8割程度	7割程度

3 ワクチンの副反応

主な副反応は注射した部位の痛み(疼痛)(40.6%)、赤くなる(紅斑)・腫れる(腫脹)(10%未満)で、全身的な反応としては頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%)、発疹・じんましんがあります。また、頻度は不明ですが、重大な副反応として、ショック、アナフィラキシー(急性の強いアレルギー反応)があらわれることがあります。

4 予防接種をうける前に

(1) 一般的注意

気になることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。現在、病気などで治療中の方、今までに免疫状態の異常を指摘されたことがある方は、担当医師とよく相談し、十分に納得して接種を受けましょう。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ 接種ワクチンの成分に対してアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方
- ② 血小板減少症や凝固障がいのある方、抗凝固療法を実施されている方
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患がある方
- ④ 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
- ⑤ 接種ワクチン成分に対してアレルギーをおこすおそれがある方
- ⑥ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ⑦ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方、近親者に先天性免疫不全症の者がいる方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後 30 分は体調が変化することがありますので安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや体調に変化があった場合は医師にご相談ください。
- ④ 入浴はさしつかえありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は体調の変化に気を配り、激しい運動は控えましょう。

5 予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障がいが残ったなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けたときに住民票を登録していた区の保健福祉センターにご連絡ください。